

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策等について

1 対策等の基本的な考え方

- (1) 感染症を発生させないこと、生活・雇用・事業活動を守ることが喫緊の重要課題であることから、国の緊急経済対策を踏まえ、「感染拡大の防止」「生活・雇用の維持と事業の継続」に資する対策を最優先して推進する。
- (2) 感染拡大の影響を大きく受けている地域経済を速やかに回復軌道に乗せるため、高まりつつある不安感や閉塞感を和らげるとともに、収束後を見据え、官民を挙げて「地域経済の反転攻勢に向けた準備」を進める。
- (3) 時機を逸することなく、かつ、スピーディに対策を実行していくため、既決予算により対応するほか、必要な経費は、①予備費の充用、②専決での補正、③5月臨時会での補正、④6月定例会以降での補正により予算措置することを基本とする。

2 対策等の概要

(1) これまでの対策について

①予備費充用で対応するもの

施策区分	項 目	概 要
感染拡大の防止	子どもたちの感染予防対策の強化	認定こども園・保育園、小・中・特別支援学校で使用する消毒液、非接触型体温計を購入するもの。
	コールセンターの拡充	感染者が発生したとき、相談件数の増加に備え、現在は健康保険課としているコールセンター機能を拡充するもの。

②専決で対応したもの【4月17日 専決】

(単位：千円)

施策区分	事業名等	補正額	概 要
感染拡大の防止	認定こども園・保育園運営事業	347	園児・職員が着用する布製マスク(1枚/人)の購入費用を補正するもの。
	小学校管理費	545	児童生徒・教職員が着用する布製マスク(1枚/人)の購入費用を補正するもの。 ※特別支援学校の児童生徒・教職員分は、少額のため、既決予算で対応
	中学校管理費	314	
生活・雇用の維持と事業の継続	就労支援事業	3,000	国の雇用調整助成金の申請手続きを社会保険労務士に依頼する場合の手数料を補助する費用を補正するもの。
	産業活性化資金融資事業	16,500	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者が新潟県の制度融資を利用するために必要となる信用保証料及び利用した場合の利子助成に係る費用を補正するもの。
	合 計	20,706	

(2) 今後の対策（案）について

現在、国の緊急経済対策について情報収集しているところであり、今後、必要となる事業等を精査しながら適時適切に対策を行うこととしているが、現時点で予定しているものは次のとおり。

また、感染症対策はSDGsの「3 健康・福祉」、「8 働きがい・経済成長」、「9 産業・技術革新の基盤」などに合致するものであることから、この視点からも対策を推進するもの。

施策区分	項目	概要
感染拡大の防止	ICTを活用した学習環境の整備	国の「GIGAスクール構想」の加速と連動し、児童生徒の「1人1台端末」の導入のほか、学校や家庭の通信環境の整備など、臨時休校時にも学べる環境を整備するもの。
	テレワークの導入推進	市職員の感染防止と、感染まん延時における業務継続を図るため、支所等でのテレワークなどに必要な設備等を整備するもの。
	保育・教育施設における感染予防対策等の強化	認定こども園・保育園の保育室と職員室に殺菌効果のある設備を設置するなど、感染予防対策を強化するもの。
	混雑・密集している通学バスの環境改善	乗車人数が多く密集している通学バス（新井中学校の広島線・斐太線）について、登校便・下校便を1便ずつ増便運行するもの。
生活・雇用の維持と事業の継続	特別定額給付金（仮称）	全市民に一律10万円の現金を支給するもの。
	子育て世帯への臨時特別給付金の支給	児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金（1万円/人）を支給（加算）するもの。
	生活困窮者等への支援の拡充	離職等により住居を失った又は失うおそれのある場合に支給される住居確保給付金の対象を見直し、支援を拡充するもの。
	傷病手当金の支給（国民健康保険）	雇用されている被保険者のうち、感染者又は感染が疑われる者に対し、傷病手当金（給与収入額の2/3）を支給するもの。 ※後期高齢者医療における傷病手当金は県広域連合で対応
地域経済の反転攻勢に向けた準備	地域経済の下支えと、消費喚起等に向けた支援	大きな影響を受けている飲食・小売をはじめ、宿泊、二次交通など幅広い業種の経済活動を支援することで、地域経済を下支えするとともに、収束後を見据え、地域内消費の喚起や誘客促進を目指すもの。

(3) 地方創生臨時交付金（仮称）に係る計画策定

国の「地方創生臨時交付金」（仮称）を活用し、感染拡大の防止や生活・雇用の維持と事業の継続、地域経済の反転攻勢に向けた準備など、地域の実情に応じた対策を推進するため、必要な計画を策定するもの。

(4) その他（水道料金等の改定時期の延期、市税等の徴収猶予ほか）

施策区分	項目	概要
生活・雇用の維持と事業の継続	水道・簡易水道料金の改定時期の延期	感染拡大による市民生活や地域経済への影響を踏まえ、5月1日に予定していた料金改定を5か月延期し、10月1日改定（11月検針分の料金から）とするもの。
	市税の徴収猶予	感染症の影響により一定程度収入が下がったかたなどに対し、申請に基づき徴収猶予（無担保、延滞金なしで1年間の納付猶予）を行うもの。
	国民健康保険税等の減免と徴収猶予	感染症の影響により一定程度収入が下がったかたに対し、申請に基づき、国民健康保険税、後期高齢者医療・介護保険の保険料の減免や徴収猶予を行うもの。
	ガス上下水道料金の支払猶予	感染症の影響により料金の支払いが困難で資金貸付を受けた個人や事業者に対し、支払猶予（3～5月検針分の料金の支払期限を3か月延期）を行うもの。